

令和3年3月30日

財政課入札管理係

町営建設工事に係る最低制限価格の算定方法の変更について（お知らせ）

山田町営建設工事の最低制限価格の設定については、平成29年6月8日から山田町営建設工事最低制限価格制度実施要領（平成23年4月1日付け企財第5号）第4第2項を運用してきておりますが、その運用を令和3年3月31日までとし、令和3年4月1日からは山田町営建設工事最低制限価格制度実施要領第4第1項を運用します。

また、適正価格での契約の推進を図ることを目的として、令和3年3月26日付けで山田町営建設工事最低制限価格制度実施要領の一部改正を行いました。

これにより、町営建設工事に係る最低制限価格の算定方法が、別紙のとおり変更になりましたので、お知らせします。

なお、変更後の当該算定方法については、令和3年4月1日以降に入札公告又は指名通知する工事について適用することとなりますので、ご注意願います。

別紙

## 最低制限価格の算定方法（変更後）

最低制限価格は、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）算出の基礎となった次に掲げる額を合計した額とします。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とします。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額（1円未満の端数は切捨て）
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額（1円未満の端数は切捨て）
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額（1円未満の端数は切捨て）
- (4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額（1円未満の端数は切捨て）

また、特に必要があると認められるときは、最低制限価格を予定価格に10分の9.2を乗じて得た額から10分の7.5を乗じて得た額までの範囲内で定めることがあります。

なお、入札価格が最低制限価格を下回った場合は、失格となりますのでご注意ください。

※太字アンダーライン部分が、変更箇所となります。